

## 一者応札・応募等の要因分析と改善方策について

平成21年6月29日、参議院決算委員会において、独立行政法人の随意契約見直しにおける更なる競争性の向上について、平成19年度決算審査措置要求決議がなされ、一者応札・応募となった契約を精査し応募者を増やすための改善方策の検討・公表するよう求められております。

これを受けて当基金では下記1.のとおりに一者応札・応募等の要因分析を行い、今後の契約事務において下記2.の改善策を講じることにより応札者・応募者の増加を図り、これをもって公共調達の適正化の一環として競争性の確保に努める所存です。

### 1. 一者応札・応募等の要因分析

#### (1) 契約の全体状況

各業務における契約形態の見直し、また、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づいて、随意契約については真にやむを得ないもののみとし、それ以外については一般競争入札等による契約に移行するべく見直しを行った結果、全契約数に占める競争入札等による契約件数比率は対18年度比で23.5%から48.6%に向上し、同随意契約比率は76.5%から、51.4%に減少した。

契約形態等	20年度		19年度		18年度		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
随意契約	163	51.4%	201	66.8%	257	76.5%	
競争入札等	競争入札	117	36.9%	61	20.3%	43	12.8%
	企画競争	37	11.7%	39	12.9%	36	10.7%
合計	317	100.0%	301	100.0%	336	100.0%	

#### (2) 競争入札等に占める一者応札・応募等の状況

平成20年度の競争入札等154件のうち一者応札は30件であった。

競争入札等契約件数に占める一者応札件数は19.7%(23/117)、企画競争契約件数に占める一者応募件数は18.9%(7/37)となっており、競争入札等全体に占める一者応札・応募等の率は19.5%(30/154)である。よって一般競争入札等における一者応札と企画競争における一者応募の率は同程度であることがわかる。

実質的な競争性の確保を進めるためには一者応札・応募等の改善は重要な課題であり、具体的な取り組みを進めていく必要があることが伺える。

競争入札等契約につき、仔細にみると、一般競争入札 19.3%(22/114)(内、総合評価方式 30%(3/10))、指名競争入札 33.3%(1/3)となっており、総合評価方式による一般競争入札と指名競争入札で高率となっていることがわかる。

指名競争入札に関しては全件が当基金の事務所移転に係り当基金が賃借している当該不動産所有者の意向に基づく指名であり、平成21年度以降には発生しない事情である。

他方、総合評価方式に関しては今後とも推進していく予定の契約方式であるため、改善努力が必要となる。総合評価方式による入札で一者応札となった契約の要員を分析すると、全件とも業務の特殊性から市場規模が小さく履行可能な者が限られたことが主たる要因と考えられる。

なお契約種別でいえば、当該30件のうち工事4件、物品の賃貸借3件、物品の購入1件を除く22件は全て役務の提供であることに特徴がある。

当該30件について、その要因を類推し、概略区分すると、以下のとおりとなる。

業務の特殊性から市場規模が小さく履行可能な者が限られたと考えられるもの(13件)  
限られた期間の中で業務を行うための人員など確保が困難であったため履行可能な者が限られたと考えられるもの(5件)

性質の異なる業務が一体として行われることにより成果が得られる業務であるため履行可能な者が限られたと考えられるもの(4件)

試験問題に係る秘密保持に関する体制等を条件としたため履行可能な者が限られたと考えられるもの(4件)

要求された仕様が高度であるため履行可能な者が限られたと考えられるもの(4件)

これを踏まえ、今後、上記と同種の契約に係る競争入札等を行うにあたっては、「公告期間の一層の長期化」を図り、また、可能な範囲で「仕様の汎用性拡大」を行うなどして、複数の入札参加者を確保するための努力を継続したい考えである。

## 2. 一者応札・応募等の改善方策

上記1.の分析を踏まえ、これを踏まえ、今後、平成20年度において一者応札・応募となった契約と同種の契約に係る競争を行うにあたっては、以下の方策を施して複数の入札参加者を確保するための努力を継続したい考えである。

### (1) 公告期間の一層の長期化

公告期間は入札参加希望者が十分準備できるよう調達規模及び調達内容又は調達予定案件の公表の有無などを加味しつつ公告から締切りまでの期間を可能な限り増やすこと。

現在でも当基金では国の基準に合わせて、その入札期日の前日から起算して、少なくとも、10

日前に掲示その他の方法により入札公告することとしており、企画競争においてもこれに準じるものとしているが、複雑な仕様や多くの資料準備を要すると予想される案件にあっては、必ずしも準備期間が十分でない場合もあるものと推察して、なお一層の長期化を図る。

## (2) 仕様の汎用性拡大

特に工事・役務を調達内容とする競争を中心に応札要件(請負実績、従事する要員の資格・経験・知識など)に関して可能な限りの緩和を進める。

システム関係の調達においては、システムの規模、開発・拡充の調達規模に鑑み、実績・要員の要件を適切に設定し、品質マネジメント及び情報セキュリティマネジメントの認証に関しても、調達の内容に鑑み厳しすぎる要件とならないよう適切に設定することとしたい。

また契約期間が通年の業務委託契約については、新規業者の参入を促すため、既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための準備期間の確保を明記するなど仕様内容の検討を行う。

総合評価落札方式による調達については、類似実績や従業員の類似業務の従事経験を技術項目とする場合は、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう配慮する。

## (3) 仕様の更なる明確化・具体化

特に工事・役務を調達内容とする競争を中心に、仕様書において調達内容・数量・手段・手法などの指示・記述が曖昧であって、結果的に過去に実績のある者以外は適切な調達内容に合致した見積もりが困難な結果となって入札参加に消極的となることがないように、仕様内容を可能な限り明確にすること。

## (4) 分割調達の検討

特に物品等の購入、製造、賃借を調達内容とする競争を中心に、取扱品目が多大な大企業以外であっても複数の業者が参加できるよう調達品目や数量が多数である場合、経済性及び効率性を踏まえた上で分割調達を促進する。

なお、関連法人との一者応札・応募による契約については、所管法人のみが応札・応募することとなった要因について調達要求元部課に対し経理部がヒアリング等を実施し、入札参加条件や仕様が当該関連法人しか受注できないものとなっていないか分析するとともに、当該契約の検査職員、監督職員は、監督・検査の適確な実施、履行体制・状況把握を実施することとする。

以上